第一条の三中「行う農業協同組合」の下に「及び農業協同組合連合会並びに同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において使用貸借による権利又は賃借権を取得しようとする農業協同組合及び農業協同組合連合会」を加え、同条を第四条とする。

第一条の二第一項ただし書中「農業協同組合」の下に「及び農業協同組合連合会」を加え、「第一条の四各号」を「第五条各号」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「農地法（以下「法」という。）第二条第七項第二号ト」を「法第二条第三項第二号チ」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）

第一条　農地法（以下「法」という。）第二条第三項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　その法人と共同して作成し、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第二項に規定する食品生産製造等提携事業を実施する同項に規定する食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等

二　その法人と共同して作成し、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を実施する同項に規定する中小企業者

三　その法人と共同して作成し、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業を実施する同項に規定するバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等

四　その法人と共同して作成し、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業を実施する同条第四項に規定する製造事業者又は同条第六項に規定する促進事業者

附録第一から附録第三までを削る。

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第二条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）

第二条の二　法第十八条第二項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける当該農業生産法人の組合員、社員又は株主

二　次条第一号から第四号までに掲げる場合及び同条第五号の農林水産省令で定める場合において利用権の設定等を受ける者

第三条第三号中「第一条の六第一項第三号」を「第六条第二項第一号」に改め、同条第四号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

第五条第二号中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改める。

第七条中「第二十三条の二第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条第二号中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

別表第一中「及びハ」を削り、「法第十八条第三項第二号ハに掲げる要件」を「その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。」に改める。

別表第二中「第十条」を「第九条」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二十ヘクタール」を「十ヘクタール」に改める。

第十二条の表第九十九条第六項、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項から第三項まで、第百四条第一項、第百七条、第百九条及び第百十条第一項の項中「、第百九条及び第百十条第一項」を「及び第百九条」に改める。

（農地法による不動産登記に関する政令の一部改正）

第四条　農地法による不動産登記に関する政令（昭和二十八年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この政令は、農地法（以下「法」という。）第十三条の規定による不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めるものとする。

第二条の前の見出し及び同条を削る。

第三条第一項中「前条第一項の登記の嘱託をする場合には」を「農林水産大臣が法第七条第一項又は第十二条第一項の規定による買収をした場合における不動産の所有権の移転の登記の嘱託をするときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、不動産登記法第百十六条第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

第三条第二項及び第三項を削り、同条を第二条とし、同条の前に見出しとして「（買収による所有権の移転の登記）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条　前条の登記の嘱託をする場合において、買収当時の所有者が登記義務者と同一人でないときは、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、当該所有者の氏名又は名称及び住所を嘱託情報の内容とし、かつ、登記義務者の同意を証する当該登記義務者が作成した情報又は当該登記義務者に対抗することができる裁判があつたことを証する情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

第四条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第五条中「第二条第一項」を「第二条」に、「第十三条第一項（法第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項（法第五十五条第四項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項」を「第十一条第一項（法第十二条第二項」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「第一条第一号」を「第二条」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「都道府県知事は、第二条第一項の登記、第六条第一項の登記の抹消」を「農林水産大臣は、第二条の登記」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条から第十四条までを削り、第十五条を第九条とする。